

～全ての生徒が安心して教育を受けられるために～

高校生等^{しょうがく きゅうふきん}奨学給付金を支給します

福岡県では、平成26年4月1日以降、私立高等学校等に入学した者のうち低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。

この給付金は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するために支給されます。返済は不要です。

制度の概要

◆ 対象となる世帯

令和2年7月1日現在、次の全てに該当する世帯(注1)

- ・ 保護者等が福岡県内に住所を有すること
- ・ 生活保護受給世帯(生業扶助を受給していること)又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税)である世帯(注2)
- ・ 生徒が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること

なお、児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている者又は他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者等は支給対象となりません。

(注1) 新入生に対する一部給付の早期化については、4月1日現在とします。

(注2) 家計急変世帯への支援については、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯

◆ 生徒1人当たりの支給額(年額)

①生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯)

私立高等学校等に通う高校生等 52,600円(通信制 52,600円)

②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

私立高等学校等に通う高校生等 103,500円(通信制及び専攻科 38,100円)

③道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、

- ・ 複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等
- ・ 高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等 138,000円(専攻科 38,100円)

◆ 支給方法

支給決定後、学校を通じて支給決定通知を送付し、指定された口座に振り込みます。なお、支給は審査が終了したのから順次行いますが、書類不備等の理由により支給時期が遅れることがあります。

(通常分の支給時期の目安は11月～1月末頃)

(注) 国公立の高等学校等は、支給額や支給方法が異なります。